

地方機関の見直しの方向について(案)

1 見直しの考え方

- ◎ 市町合併や地域主権改革の進展に伴い、県は市町の自主性、主体性を尊重し、市町で担うことが困難な事務や、より広域的で専門的な行政需要に対応する事務を担います。
- ◎ 平成21年4月の地方機関見直し後3年目となる中で、滋賀県行財政改革方針実施計画の取組を具体化するため、次の6つの地方機関の機能や事務所数等について今一度検証し、実施計画期間中(平成23年度～26年度)の見直しの方向を検討します。

環境・総合事務所、県税事務所、森林整備事務所、健康福祉事務所(保健所)、農業農村振興事務所、土木事務所

2 見直し検討の視点

- ① 本庁への事務の集約化…地方機関が所掌しないとできないものなのか。
- ② 県と市町との事務の共同化等…市町との事務の共同化ができるのか。
- ③ 所管区域の広域化…限られた人員を効率的、効果的に活用する視点から現行所管区域が適当か。

3 各地方機関の見直しの方向

(1) 環境・総合事務所

① 現状と課題

【総務課】

- ア 所掌事務の多くは、本庁へ集約化が可能である。ただし、県民の利便性を考慮する必要がある。
- イ 発災時には、地域防災監が市町と連携し、部局を越えた迅速な対応を引き続き行う必要がある。

【環境課】

- ウ 環境課と土木事務所、市町との連携を強化して、油流出事故等に対応している。

- エ 業務が多様化、複雑化しており、専門職員の技術継承、人材育成のためにも、集約化による手厚い人員配置を検討すべき。

② 見直しの内容

環境・総合事務所を廃止し、環境に関する単独事務所を設置する。(平成24年4月)

【総務課】

- ・ 危機管理・災害対策、安全なまちづくりに関する業務については土木事務所に移管し、引き続き地域における防災ならびに危機管理に関する業務を行う。
- ・ 庁舎管理・庶務、行政情報コーナー、政治資金規正法業務については、県税事務所に移管する。
- ・ 上記以外の火薬類の保安取締り、宗教法人に関する業務等については本庁に集約化する。
- ・ 会計室の業務については、本庁会計管理局に集約し、職員が現地に駐在し業務を行う。

【環境課】

- ・ 環境に関する高度で専門的な行政サービス提供のため、県内6か所で単独事務所化する。
- ・ 所管区域の広域化については、引き続き市町と意見交換を行う。

(2) 県税事務所

① 現状と課題

ア 広域化(7事務所→4事務所)および一部税目の集約化(法人県民税、事業税等)により、効率化ならびに高度化が図られている。

イ 県と市町との連携強化による税収確保を図るため、市町との事務の共同化(税務機関の共同設置等)について検討しており、本年度中にその結果を取りまとめる。

② 見直しの方向

・現地納税課(高島、湖東)と周辺市町との事務の共同化(税務機関の共同設置等)について、関係市町と協議を進め早期導入を図る。

・県・市町で構成する県地方税務協議会で、平成24年7月頃に事務の共同化に向けて全県的な議論を行う。

(3) 森林整備事務所

① 現状と課題

ア 広域化(6事務所→4事務所1支所)により、林業専門職員を集中的に配置し、専門性を高めた現在の体制が定着しつつある。

イ 森林法改正により、林業施策における市町の役割が強化されたことに伴い、県の林業普及指導員による専門的な技術支援の必要性も高まっている。

ウ ニホンジカなどの鳥獣被害が増加しており、関係機関と連携した取り組みが必要である。

② 見直しの方向

・県の林業普及指導員による市町への専門的な技術支援や鳥獣害対策をより効率的・効果的に実施できるよう、市町等と意見交換を行いながら、組織体制を検討する。

(4) 健康福祉事務所

① 現状と課題

ア 保健・医療・福祉が一体となって県民の生活を支えていくために地域での取組が重要である。

イ 地域保健法に基づき、保健所は二次保健医療圏ごとに設置することとされており、今後の体制のあり方については、平成24年度の保健医療計画改定の際の保健医療圏域の見直しが必要かどうかの議論による。

② 見直しの方向

・平成24年度の保健医療計画改定の際の保健医療圏域の議論を踏まえて、今後の体制のあり方を検討する。

(5) 農業農村振興事務所

① 現状と課題

ア 平成21年度の組織見直し以降、営農部門と基盤整備部門が一体となって業務遂行できるよう取り組みを進めている。

イ 農業者等への技術指導や支援、工事のための現地調査や監督業務は現地性が高い。

ウ 今後も、市町や農業団体と連携した農業施策展開が必要である。

② 見直しの方向

・今後の国における農政の基本方向や市町・関係団体との連携等を踏まえ、事務所の機能や組織体制を検討する。

(6) 土木事務所

① 現状と課題

ア 長浜市の合併に伴い、1市2事務所となったため、今年度、木之本土木事務所を支所化した。

イ 全国的に災害が多発しており、地域防災についても市町と連携して対応しているところである。今後も、迅速・的確な対応が必要である。

ウ 設計施工監理、公物管理、災害対応等いずれの業務も現地性が高い。

② 見直しの方向

・身近な社会資本の維持補修や公物管理業務、災害への対応の重要性が高まっていることから、市町のニーズを踏まえ、着実な業務の遂行とともに、市町や関係機関と連携しながら、地域の防災拠点としての役割を果たすことを前提に、効率的な組織体制を検討する。

(参考) 各市町の主な意見

1. 環境・総合事務所

- ・様々な危機管理事案に対応できる実効ある防災・危機管理機能を引き続き各地域に置くこと。
- ・油漏れ事故等による水質汚濁防止および廃棄物対策については、事故の発生の際には県民生活に非常に大きな支障が生じることになり、被害の広域化を防ぐ観点からも現場対応や住民への説明責任を果たせる体制が必要である。
- ・環境に関する専門職を設置することは非常に困難であり、高度専門化へと変化していく環境行政に対する相談等を行う部署を現状どおり設置していただきたい。
- ・所管区域の広域化の検討を行う場合にも、現場対応等は引き続き迅速に行える体制を検討すること。

2. 県税事務所

- ・一挙に県内市町と事務の共同化をすることは困難と予想されるので、モデル地区を設定し、その検証を踏まえて実施すべき。
- ・基本的に事務の集約化および共同化に賛成。特に共同設置の早期実現に期待する。

3. 森林整備事務所

- ・国の新たな施策(森林・林業再生プラン)や森林法の改正に伴い、市町が担う役割が強化されたことや、林業の収支を改善し、森林の適正な管理を促進していく上で、今まで以上に県や森林組合、地域等との連携強化が重要である。
- ・林業の専門的な知識を持つ職員を採用することは困難であり、林業普及指導員の指導助言が身近で受けられる体制づくりを望む。

4. 健康福祉事務所(保健所)

- ・保健所機能の業務特殊性、専門性、緊急応需・所掌地域特性、市町機能分担などを総合的に検証して、保健・医療・福祉の総合的・専門的な取組について県の地方施策を明示した上で保健所のあるべき姿について十分な検討をしていただきたい。
- ・地域医療は専門的な領域であり、病院・診療所・介護事業所等との連携が必要である。医師、薬剤師等の専門スタッフを擁している健康福祉事務所が、地域医療の課題解決に向けこれまで以上にリーダーシップを発揮していただけるよう、組織機能の強化を求める。

5. 農業農村振興事務所

- ・農地の保全・農業振興には、現地による営農・基盤整備の連携した事業推進が不可欠である。
- ・専門的な技術支援がなお一層求められ、市やJAなどの関係機関との連携のもと、地域に密着した対応ができる体制が地域農業の推進に欠かせない。
- ・土地改良施設の老朽化対策など県の専門的な知識を持つ技術職員による指導・支援が必要。

6. 土木事務所

- ・公共土木施設の適正な維持管理や災害対策、冬季の道路交通の確保、防災や風水害、豪雪への迅速な対応は、現地性が高く、即応性が求められる。
- ・地域の整備状況による現地性を重視し、現行所管区域により確実な防災体制整備と効率的な組織体制を検討する必要がある。

